

米軍違憲の伊達判決を生かし、憲法を実現する

# 基地なくす 9条しんぶん

2014年6月第7号

基地なくす9条の会  
発行責任者 平山知子

連絡先：〒150-0042 東京都渋谷区宇田

川町19-5 山手マンション1001

沖縄・日本から米軍基地をなくす草の根運動 気付

TEL&FAX 03-3401-5861

Mobil (携帯) 090-4175-2010

## 第三の解釈壊憲 「集団的自衛権」

第一の解釈改憲は「米軍合憲」 一九五二年戦争戦力条約で強行

第二の解釈改憲は「自衛隊合憲」 一九五四年 自衛隊法で強行

憲法9条破壊の総仕上げ「集団的  
自衛権」閣議決定を断じて許すまい

平山 基生

いま、ナチスが、ドイツの最も民  
主主義的なワイマール憲法を、改正  
すらしないまま葬った手口をまね  
るようにと言った人物が副総理を  
務め、今なお罷免されていないそう

いう内閣が日本政治を支配してい  
ます。ヒットラーナチスと闘ったは  
ずのアメリカ政府は、この重大な国  
際問題とすべき発言を、靖国参拝と  
異なり、日本の国内問題とみなして  
いるのか完全に放任しています。  
なぜ米政府は、これを放置して  
いるのか？それは、解釈改憲によっ

て、日本自衛隊を米軍の一部隊とし  
て使うために違憲と言うより憲法  
破壊の「集団的自衛権」を容認して  
くれる安倍内閣を「歓迎」（オバマ  
安倍共同声明）しているからです。  
このような醜悪な米政府を「軍事的  
でない外交的手法」をとっていること  
美化することは到底できません。

「アメリカ帝国主義の本質は変わ  
らない」ことは、辺野古や京都の新  
基地建設や203の日本全土に広  
がる「全土基地方式」の米軍基地の  
実態がこれを示しています。安倍内  
閣の背後にいる米帝国主義へ厳  
重な警戒を怠ることなく、又、米政  
府と安倍内閣とのささやかな矛盾  
を過大に評価するいささかの美化  
も幻想も許されるものではありません。  
せん。全土基地方式によって、六九  
年間占領され、永久占領をもくろま

れている「日本沖縄」の民衆は、米  
帝国主義美化の傾向に対して、厳し  
い批判の目と警戒心をもつことが  
必要でしょう。

「米軍合憲」が第一の解釈改憲

日本沖縄が完全占領下にあった

一九四九年、米国務省では、平和条

約発効後の日本国内米軍基地維持

論が急速に高まっていた、と言いま



す。ポツダム宣言では「前記の諸目的が達成され、かつ日本国民が自由に表明する意思に従って平和的傾向を有し、かつ責任ある政府が樹立されたときには、連合国の占領軍は、直ちに日本国より撤収する。」(第二二条)と規定しています。憲法第九条は、「(前略)戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦圏はこれを認めない」と規定しています。ですから、平和条約発効後も、米軍が駐留し続けることはポツダム宣言と日本国憲法に違反します。「この事実が、国務省の当局

者を最も悩ませた問題の一つだった」のです。(『九条「解釈改憲」から密約まで―対米従属の正体』末浪靖司、高文研参照)そこで国務省が考え付いた無理な解釈改憲が日本国憲法第九条で禁じられている「戦力」は「日本の戦力」であるという第一回目のそして日本の主権にとって致命的な打撃を与える「解釈改憲」でした。この解釈に従って、日本に押しつけられたのが、安全を保障しないで戦争を保障する「安全保障条約」と言う嘘名の戦争戦力条約、基地提供条約、属国条約、不平等条約でした。この条約は、一九五二年四月二八日に発効しました。

一九五九年三月三〇日には東京地方裁判所は伊達秋雄裁判長の下「政府の行為によって再び戦争の惨禍が繰り返されることのないように」(憲法前文)を引用しつつ「かようなことを実質的に考察するとき、わが国が外部からの武力攻撃に対する自衛に使用する目的で合衆国軍隊の駐留を許容していることは、指揮権の有無、合衆国軍隊の出動義務の有無に拘らず、日本国憲法第9条第2項前段によって禁止されている陸海空軍その他の戦力の保持に該当するものといわざるを得ず、結局わが国内に駐留する合衆国軍隊は憲法上その存在を許すべからざるものといわざるを得ないのである。」と判決しました。

これを覆した最高裁砂川判決(一九五九年十二月二六日)はまず「憲法九条は、わが国がその平和と安全を維持するために他国に安全保障を求めることを、何ら禁ずるものではないのである。」と米軍の駐留を当然のこととしたうえで、「条二項がいわゆる自衛のための戦力の保持をも禁じたものであるか否かは別として、同条項がその保持を禁止した戦力とは、わが国がその主体となつてこれに指揮権、管理権を行使し得る戦力をいうものであり、結局わが国自体の戦力を指し、外国の軍隊は、たとえそれがわが国に駐留するとしても、ここにいう戦力には該当しない」とまさに恣意的な「戦力」解釈を行いました。

旧戦争戦力条約は、一九六〇年六月二三日新戦争戦力条約に継承されましたが、その本質は旧条約と同じであり、あたかも、合憲の条約であることを示すために、「第二条…締約国は、個別的及び相互に協力し

て、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。」と「憲法上の規定に従うことを条件として」という文言を

加えています。しかし、いかに言葉を飾ろうが、この基地提供条約そのものがあからさまな憲法違反の条約である事を、ごまかすことはできないのです。(続く)  
「第一の解釈改憲によって駐留している連年の米軍とその基地と、次号で述べる第二

の解釈改憲によって存在している連年の自衛隊の二つがあつてこそ、第三の解釈改憲である「集団的自衛権」が効力をもつのであつて、第三の解釈改憲だけに反対する人々との共同を強めながらも、第一、第二の解釈改憲に反対していくことが、憲法を実現する政府を樹立し、独立と主権を回復し平和を守るうえで非常に重要なことであることを、次号で述べましょう。

## 日本国民ならどうしても読んで頂きたい ポツダム宣言 1945年7月26日署名、同年8月14日 日本受諾

一 われら合衆国大統領、 中華民国政府主席及びグレート・ブリテン国総理大臣は、われらの数億の国民を代表して協議の上、日本国に対して、今次の戦争を終結する機会を与えることで意見が一致した。

増強を受け、日本国に対し最後の打撃を加える態勢を整えた。この軍事力は、日本国が抵抗を終止するまで、日本国に対し戦争を遂行しているすべての連合国の決意により支持され、かつ鼓舞されているものであ

つ無意義な抵抗の結果は、日本国民に対する先例を極めて明白に示すものである。現在、日本国に対し集結しつつある力は、抵抗するナチスに対して適用された場合において、全ドイツ国民の土地、産業及び生活様式を必然的に荒廃に帰させる力に比べて、測り知れない程度に強大なものである。われらの決意

に支持されたわれらの軍事力の最高度の使用は、日本国軍隊の不可避かつ完全な壊滅を意味し、また同様に、必然的に日本本土の完全な破壊を意味する。

二 合衆国、英帝国及び中華民国の巨大な陸、海、空軍は、西方より自国の陸軍及び空軍による数倍の

る。  
三 世界の奮起している自由な人民の力に対する、ドイツ国の無益か

び生活様式を必然的に荒廃に帰させる力に比べて、測り知れない程度に強大なものである。われらの決意

四 無分別な打算により日本帝国を滅亡の淵に陥れた、わがままな軍国主義的助言者により、日本国が引き続き統御されるか、又は理性の経

路を日本国がふむべきかを、日本国が決定する時期は、到来した。

五 われらの条件は、以下のとおりである。

われらは、右の条件より離脱するこ

とはない。右に代わる条件は存在しない。われらは、遅延を認めない。

六 われらは、無責任な軍国主義が世界より駆逐されるまでは、平和、安全及に正義の新秩序が生じえないことを主張することによって、日

本国国民を欺瞞し、これによって世界征服をしようとした過誤を犯した者の権力及び勢力は、永久に除去されなければならない。

七 このような新秩序が建設され、かつ日本国の戦争遂行能力が破砕

されたという確証があるまでは、連

合国の指定する日本国領域内の諸

地点は、われらがここに指示する基

本的目的の達成を確保するため、占領される。

八 カイロ宣言の条項は履行され、また、日本国の主権は本州、北海道、九州及び四国並びにわれらが決定

する諸小島に局限される。

九 日本国軍隊は、完全に武装を解除された後、各自の家庭に復帰し、平和的かつ生産的な生活を営む機会を与えられる。

十 われらは、日本人を民族として奴隷化しようとし又は国民として滅亡させようとする意図を有するものではないが、われらの俘虜を

虐待した者を含む一切の戦争犯罪

人に対しては厳重な処罰を加える。

日本国政府は、日本国国民の間にお

ける民主主義的傾向の復活強化に

対する一切の障害を除去しなければならぬ。言論、宗教及び思想の自由並びに基本的人権の尊重は、確

立されなければならない。

十一 日本国は、その経済を支持し、かつ公正な実物賠償の取立を可能にするような産業を維持すること

とを許される。ただし、日本国が戦争のために再軍備をすることができ

るような産業は、この限りではない。この目的のため、原料の入手（その支配とはこれを区別する。）は許

可される。日本国は、将来、世界貿易

易関係への参加を許される。

十二 前記の諸目的が達成され、

かつ日本国国民が自由に表明する

意思に従って平和的傾向を有し、かつ責任ある政府が樹立されたとき

には、連合国の占領軍は、直ちに日本国より撤収する。

十三 われらは、日本国政府が直ちに全日本国軍隊の無条件降伏を

宣言し、かつこの行動における同政府の誠意について適当かつ十分な

保障を提供することを同政府に対して要求する。これ以外の日本国の選

択には、迅速かつ完全な壊滅があるだけである。

